

## 5. 見積書について

Q1	2 者（2 社）以上の相見積もりは必要ですか。	
A1	原則必要です。 交付申請時に 2 者（2 社）以上の相見積もりが間に合わない場合には、その旨申し出てください。なお、発注する前には、複数者（複数社）の相見積もりが必要となります。	
Q2	交付申請時に詳細な見積の取得が難しい場合、概算見積での申請は可能ですか。	
A2	可能です。 ただし、補助対象及び補助対象外が読み取れないなど内訳が確認できない見積は不可です。	
Q3	既存の変圧器の撤去作業と、導入する変圧器の設置作業が一連の工程であり、分けることができない（別項目として見積もることができない）が、どうすれば良いですか、	
A3	例えば、各作業・工程に要する日数、工数（人工）、時間数などといった指標によって按分し、撤去作業、設置作業を別項目として見積もりを作成してください。 その場合、どのような指標を用いたか、どのような計算方法によるか、並びに、単価や数量（日数、工数（人工）、時間数など）を見積書の中で明示するとともに、算出根拠資料を併せて提出してください。	
Q4	複数の変圧器を交換する場合に係る費用を見積もる場合、各項目は複数の変圧器に係る費用の合算で記載すれば良いですか。	
A4	交換する変圧器ごとにまとめる形で記載してください。 例えば、2 台の変圧器を交換する場合は、1 台ずつについて、本体費用、設置工事費、管理費等を記載する形で作成してください。 なお、撤去する変圧器に係る費用は、補助対象外となりますので、撤去する変圧器が複数台ある場合でも、1 台ずつまとめる必要はなく、複数台での合算での記載で構いません。ただし、その場合、当該項目が「補助対象外」であることを明記してください。	

Q5	見積書について、既存設備等の廃棄処分費や保管費はどのように記載すれば良いですか。	
	A5	見積書に、廃棄処分費や保管費は「補助対象外費用」と追記してください。補助対象と補助対象外が読み取れる見積書が必要です。
Q6	調査交換事業を申請する場合、交換に要する費用は調査結果を待たないと確定できませんが、この場合でも、交換にかかる見積書の添付は必要ですか。	
	A6	必要です。 調査交換事業の場合は、調査対象の変圧器を全て PCB 汚染変圧器と仮定し、これらを高効率変圧器に交換する見積書を取得してください。なお、調査後に PCB 汚染変圧器の台数が変更となった場合、速やかに当財団に連絡し、当財団の指示に従ってください。
Q7	変圧器の所有者（＝申請者）が変圧器の交換工事等を「業」として行っていますが、導入する変圧器の設置に係る作業を、変圧器の所有者（＝申請者）自らが行うことはできますか。 また、その際の費用は補助対象となりますか。	
	A7	可能です。 ただし、自らを変圧器設置工事の請負業者のひとつとして扱った相見積もり（競合他社 1 社以上）を行い、その結果、自らが最も廉価である必要があります。この場合、自らによる変圧器設置工事の費用は、補助対象となります。ただし、一般的に発注者（変圧器の所有者）が行うような作業や管理に係る費用は、補助対象外となります。（見積書においても、こうした内容が読み取れるように作成してください。）
Q8	導入する変圧器の設置に係る作業を、（変圧器の所有者）自らが行う場合、見積書の添付は不要ですか。	
	A8	必要です。（当該作業の発注に際しては 2 者（2 社）以上による相見積もりが必要です。） なお、自らによる変圧器設置工事に係る労務費を請求する場合、作業者の時間単価を算出し（算出根拠資料の提出も必要）、想定される労務時間を掛けたものを労務費としてください。（A7 の内容もご参照ください。）